

県職員が解説！

介護ロボット導入支援事業

令和5年度交付要領



注意事項

- ICT導入支援事業及び介護ロボット導入支援事業の予算には限りがありますので、予算を上回る申請があった場合は、
補助要件を満たしている申請であっても不採択となることがあります。

- LIFE加算への対応を支援するため、介護ロボット導入支援より
ICT導入支援事業への補助を優先します。

優先するのは、通所介護事業所（地域密着型を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む）、小規模多機能型居宅介護事業所（看護を含む）、認知症対応型共同生活介護事業所、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設及び介護医療院のみとします。

- 申請にあたっての**質問は、申請を行う事業所が行ってください。**
販売店や工事業者からの質問にはお答えできません。

（販売店や工事業者からの質問に対する県の回答内容が、申請を行う事業所に正しく伝わっていないケースが多々ありましたので、ご理解いただきますようお願いいたします）

動画の概要

- 第1条 目的
- 第2条 補助対象事業
- 第3条 補助対象者
- 第4条 補助の対象範囲
- 第5条 補助上限
- 第6条 対象外となる経費
- 第7条 補助金の交付額
- 第8条 導入計画
- 第9条 補助金の交付申請
- 第10条 補助金の交付の条件
- 第11条 入札（見積）結果報告
- 第12条 実績報告
- 第13条 導入効果の報告
- 第14条 他の補助制度との重複

第1条（目的）

介護ロボット導入支援事業（以下「支援事業」という。）は、新たな技術を活用した介護ロボットの導入により、**高齢者の自立支援**や**介護従事者の身体的負担の軽減**及び**業務の効率化**（以下「介護従事者の負担軽減等」という。）など、**介護従事者が継続して就労するための環境を整え、介護サービスの質の向上を図るとともに**、先駆的な取り組みにより普及促進を行うことを目的とし、その交付については、三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第3条（補助対象者）

補助対象者は、三重県内に所在し介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条（第6項、第12項及び第13項を除く。）に掲げる事業を行う事業所及び施設であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。

・科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること。

指定通知

見守りセンサー



ICT機器



介護記録ソフト

LIFE



実施計画（効率化・負担軽減の取組）

第4条（補助の対象範囲）

補助の対象範囲は次のとおりとする。

（1）介護ロボット機器

次のアからウまでの全ての要件を満たす介護ロボット機器を導入する場合に、購入若しくは3年以上のレンタル、リース及び機器の設置に要する経費を対象とする。

……

（2）見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。



パンフレット
・カタログ



見積書
（明細含む）

日常生活支援における、

- ① 移乗介護
- ② 移動支援
- ③ 排泄支援
- ④ 見守り・コミュニケーション
- ⑤ 入浴支援
- ⑥ 介護業務支援

のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、[別紙1](#)を参照。）。

ア

(1) 介護ロボット機器

要領等

提出にあたっては、必ずこちらの要領をご確認ください。

[三重県介護ロボット導入支援事業実施要領 \(.pdf\)](#)

[三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領 \(.pdf\)](#)

県ホームページ

<参考>

介護ロボットの目的要件の定義に関して（実施要領第4条(1)ア 関連）

[資料別紙1 \(.pdf\)](#)

「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択された介護ロボットについて（実施要領第4条(1)イ 関連）

https://robotcare.jp/data/news/products_list.pdf

①～⑥のロボットの定義が掲載されています

【別紙1-1】 「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介護
ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装置型の機器

- (定義)
- 介助者が装着して用い、移乗介助の際の腰の負担を軽減する。
 - 介助者が一人で着脱可能であること。
 - ベッド、車いす、便器の間の移乗に用いることができる。



重点分野のイメージ

【別紙1-6】 「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション
介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

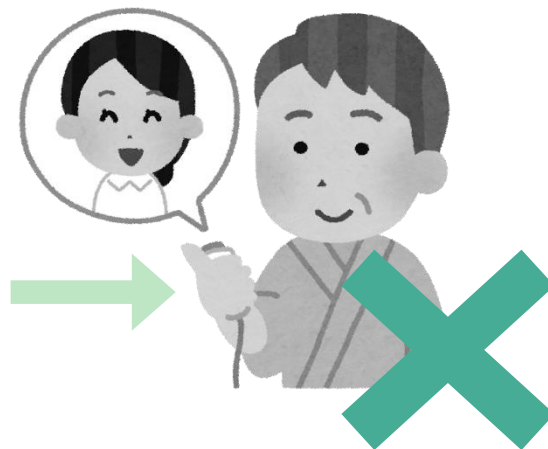
- (定義)
- 複数の要介護者を同時に見守ることが可能。
 - 施設内各所にいる複数の介護従事者へ同時に情報共有することが可能。
 - 昼夜問わず使用できる。
 - 要介護者が自発的に助けを求めようとする行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
 - 要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、介護従事者へ通報できる。
 - 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。



重点分野のイメージ

次の**いずれか**の**技術的要件**を満たす介護ロボットであること。

- ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。なお、ロボット技術とは、
 - ①**センサー等により外界や自己の状況を認識し、**
 - ②**これによって得られた情報を解析し、**
 - ③**その結果に応じた動作を行う介護ロボット**のことをいう。
- 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）。



要領等

提出にあたっては、必ずこちらの要領をご確認ください。

三重県介護ロボット導入支援事業実施要領 (.pdf)

三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領 (.pdf)

<参考>

介護ロボットの目的要件の定義に関して（実施要領第4条(1)ア 関連）

資料 別紙1 (.pdf)

「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択された介護ロボットについて（実施要領第4条(1)イ 関連）

https://robotcare.jp/data/news/products_list.pdf

県ホームページ

イ

(1) 介護ロボット機器

経済産業省事業に採択された機器の一覧が掲載されています

重点分野	機器の名称	介護用マッスルスーツ
移乗介助（装着型）	介護用マッスルスーツ HAL型タイプ 介護支援用（ロボットスーツ） マッスルスーツ GS-BACK	<p>（株式会社菊池製作所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 圧縮空気をを用いた人工筋肉を採用することで、軽量・高出力を可能としており、訪問入浴介助時のベッド・浴槽間での移乗作業のような、介助者の腰に大きな負担のかかる作業を支援する。 圧縮空気タンクを搭載し外部からの接続ケーブルなどを持たないため、装着者は自由に移動することが可能。 インターフェースに装着者の呼吸で反応するスイッチを採用することで、装着者は両手を自由に使うことができる。
移乗介助（非装着型）	移乗サポートロボット Hug TL ROBOHELPER SASUKE 離床アシストロボット リショウ	
屋外移動	歩行アシストロボット 歩行アシストカート 電動アシスト付歩行車 Tecpa/	
排泄支援	ベッドサイド水洗トイレ 真空排水式排泄アシスト水洗ボ-	
排泄支援（排泄予測）	ラップホン・ブリオ 排泄予測デバイス DFree	

重点分野名	移乗介助（装着型）	想定される使用者	使用訓練した健常者を想定
企業名	株式会社菊池製作所	想定される使用場	入浴介助におけるベッド・浴槽間の移乗作業

販売価格が公表されており、一般的に購入又はレンタル、リース契約が締結できる状態であること。

※補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費（当該年度の3月末までに係る経費）のみが対象となる。

購入

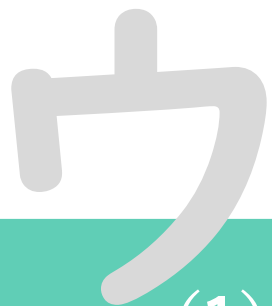
- 販売価格が公表されていること
（研究・開発中の商品でないこと）

レンタル ・リース

- 月々支払いの場合は、当年度使用分の費用のみ対象
- 3年以上分を一括支払いの場合は3年分の費用が対象

設置費用

- 機器の運搬や取付けにかかる費用など
- 工事を伴う場合は通信環境整備に分類する



(1) 介護ロボット機器

介護ロボット機器

注釈

- ※ 介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、**職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。**（第13条の導入効果の報告により確認する）

（2）見守り機器の導入に伴う通信環境整備
についても、同じ要件があります。

WiFi

Wi-Fi環境を整備するために必要な経費

配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）

モデム・ルーター

アクセスポイント

システム管理サーバー

ネットワーク構築など

インカム

職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的な
コミュニケーションを図るためのインカム

（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）の
導入に要する経費

ソフト 連動

介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア

（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、

バイタル測定が可能なウェアラブル端末、

介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等

注釈

(2)

見守り機器の導入に伴う
通信環境整備

- ※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。
- ※介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。
- ※補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費（当該年度の3月末までに係る経費）のみが対象となる。
- ※見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。（第13条の導入効果の報告により確認する）

第5条（補助限度）

- (1) 第8条に掲げる一計画につき一回の補助とする。
なお、第4条（2）に掲げる事業については、一事業所につき一回限りの補助とする。
- (2) 介護ロボット機器の導入に関しては、第8条に掲げる介護ロボット導入計画等から必要性が認められる台数を限度とする。

介護ロボット機器

- 1計画につき1回
- 1計画あたりの導入台数の上限は、計画ごとに判断する

R4
実施計画（5台）

R5
実施計画（10台）

申請可能

通信環境整備

- 1事業所につき1回限り

R4
実施計画（100万）

R5
補助対象外

申請不可

第6条（対象外となる経費）

以下のものは補助対象経費から除くものとする。

ア 機器のメンテナンス及び通信に要する経費

イ 保険料

ウ 消費税及び地方消費税

エ 交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したもの

オ 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費

カ その他、本事業として適当とは認められない費用

消費税は補助対象外

補助金額は税抜価格で計算する

事前着手は不可

交付決定前に購入・契約したものは全て補助対象外

第7条（補助金の交付額）

介護ロボット機器の導入にかかる補助の交付額は、1機器につき、第4条（1）に定める補助対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額と、以下の表に介護ロボットごとに定める基準額とを比較し、少ない方の額を補助額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

介護ロボット	基準額
移乗支援（装着型・非装着型） 入浴支援	100万円
上記以外	30万円

2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備にかかる補助の交付額は、1事業所につき、第4条（2）に定める補助対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額と、750万円とを比較し、少ない方の額を補助額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

	介護ロボット機器		通信環境整備
	移乗・入浴支援	それ以外	
補助率	5分の4 ※千円未満切り捨て		
補助上限	100万円×台数	30万円×台数	750万円
補助回数制限	なし		1回限り



**補助金
所要額調書**

第8条（導入計画）

事業者は、介護従事者の負担軽減等のための介護ロボット導入計画を作成する。

※既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め介護ロボット導入等計画を作成すること。

- 2 交付要領別紙には、導入後3年間の ①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等 を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。
また、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にしつつ、以下の内容を記載すること。

- ・ 従前の介護職員等の人員体制
- ・ 介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制
- ・ 利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組

なお、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットを導入する事業者については、導入計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「**介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業**」の相談窓口にご相談すること。

また、第4条（1）と第4条（2）に掲げる事業の両方について補助を受ける場合、計画は両方について個別に作成することとするが、一計画の中で上記の①から③までの内容が明確にかつ個別に確認できる場合においては、まとめて一計画として記載して差し支えない。

導入後3年間の

- ①達成すべき**目標**
- ②導入すべき**機器**
- ③期待される**効果等**

- ・ **従前**の介護職員等の**人員体制**
- ・ 介護ロボット等の**導入後**に見込む介護職員等の**人員体制**
- ・ 利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する**具体的な取組**

※なお、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットを導入する場合は、原則、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口にご相談すること。

事業実施計画

導入前後での人員体制の変化

(例) 導入前2.4:1→導入後2.8:1

〇〇介助に要する職員2人→1人 など

※ 変化がなくても記入する

見守りセンサー、

インカム・スマートフォン等の**ICT機器**、

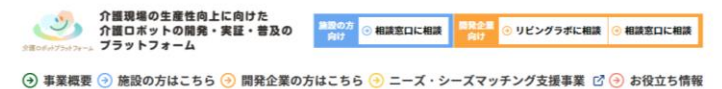
介護記録ソフト

の3点を活用した内容を記入する

※ 補助対象者の要件

介護ロボットの開発・
実証・普及の
プラットフォーム事業

<https://www.kaigo-pf.com/>



第10条（補助金の交付の条件）

補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付要領第5条の条件。
- (2) 補助事業者が支援事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (3) 売買、貸借、請負その他の契約は、原則として一般競争入札により締結するものとする。
- (4) **以下の額を超えない場合**は、随意契約によることができる。ただし原則として、二人以上の者から見積書を提出させなければならない。
 - 一 工事又は製造の請負 二百五十万円
 - 二 財産の買入れ 百六十万円
 - 三 物件の借入れ 八十万円
 - 四 前各号に規定する以外のもの 百万円

原則

一般競争入札

一定金額以下

2者以上の見積合わせ

※物品購入160万円以下、工事260万円以下など

特定の業者のみ 対応可能

1者での随意契約

参考：選定後に提出する各書類の様式について

※詳細は、上記要領をご確認ください。

県ホームページ

ご提出いただいた申請書類を審査後、補助対象者の選定を行い、交付決定通知を送付します。
事前着手理由書を提出していない場合は、県からの交付決定通知が届くまで、入札などの契約行為は行わないようお願いいたします。

(※交付決定前に購入またはリース契約等を行ったものは補助対象外となりますので、ご注意下さい。)

1. 交付決定後

物品購入・工事請負時等の注意点

一般競争入札の手順について

必ずお読みください！

物品購入・工事請負時等の注意点

下記のフローチャートを参考に、必要な手順を確認してください。

特定の業者しか提供できない物品もしくは工事はですか？ **※1**

はい ↓ いいえ ↓

1者のみで随意契約可能です。
「随意契約結果報告書」に、契約の相手方が特定のものに限定される理由を明確に記してください。

2者以上での見積もり合わせが必要です。

一般競争入札を行う必要があります。

一般競争入札の手順は、県ホームページ（令和4年度介護福祉ロボット導入支援事業）に掲載しています。

予定価格が以下の条件に当てはまりますか？ **※2**

物品購入の場合：160万円未満
工事請負の場合：250万円未満


はい ↓ いいえ ↓

※1 特定の業者しか提供できない例

- メーカー販売代理店をもって、直販でしか購入できない場合
- すでに導入しているソフトの更新など、既存システムを構築した業者しか対応できない場合


特定の業者しか提供できないと認められない例

- ×取引のある業者が1社しかない場合
- 取引のない業者にも広く公示し、価格による競争を行う必要があります。
- ×価格交渉により値引きしてもらえた場合
- 最も安い価格がわからないため、他社と比較する必要があります。



※2 何種類かの物品を購入するとき、予定価格の条件は？

- 契約ごとの金額で判断します。
- ・A事業所30台、B事業所20台のスマホを同時に購入する場合：50台分の金額で判断します。
- ・ソフトをX社、インカムをY社から購入する場合：ソフトだけの金額、インカムだけの金額で判断します。



※ 適切でない方法で契約されたことが判明した場合、交付された補助金を返還しなければならないことがあります。

一般競争入札の手順について

① 入札を公告する。
【公告の時期】入札期日の前日から起算して**10日前までに**公告する。
※緊急の必要がある場合は5日までに短縮可能。

【公告の方法】法人（もしくは事業所）の**ホームページ**と**事業所内の掲示板**（業者等が入り出す場所）の**両方**に掲載する。

【公告する内容】下記「入札公告（例）」の内容は最低限必要とする。
県の入札情報を参考に、必要な項目を充実させること。 P 三重県 入札情報

入札公告（例）

〇〇の購入（工事）について、下記のとおり一般競争入札を実施します。

法人名・代表者役職・代表者名

記

- 競争入札に対する事項
※（物品の場合）物品の名称・数量・納入期日など
（工事の場合）工事の名称・工事場所・工事概要・履行期間など
- 入札参加者の資格に関する事項
※契約締結能力を有するもの、反社会的勢力でないことなど
- 入札及び開札の日時及び場所
※入札書の提出期間・提出方法・提出場所・開札日時など

② 提出期間中に受け取った入札書は、開封せずに金庫などに保管する。

③ 公告した開札日時に開札（集まった入札書を一斉に開封）する。

④ 最低価格で落札した業者と契約を結ぶ。
※あらかじめ設定した予定価格（上限価格）を超えた場合は、再度入札を行う。

⑤ 落札情報を公告する。
【公告方法】ホームページ及び事業所内掲示板に掲載
【公告内容】落札決定日・落札者・落札金額・落札者決定方法・入札公示日など

第13条（導入効果の報告）

補助事業者は、導入年度に導入した製品の内容や導入効果等を、導入翌年度に報告しなければならない。なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途通知する。

第14条（他の補助制度との重複）

他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及び通信環境の整備については、本事業における補助の対象とはならない。

ご視聴ありがとうございました！

提出書類の記入例

申請書作成のおすすめ記入手順 (PDF) ←

1. (記入例) 交付申請書 (交付要領第12号様式)
2. (記入例) 補助金所要額調書 (交付要領別紙7)
3. (記入例) 役員名簿 (交付要領別紙3)
4. (記入例) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本 (参考様式)
5. (記入例) 事業実施計画書 (交付要領別紙2)
6. (記入例) 介護ロボット導入支援事業計画書 (実施要領様式1)

県ホームページに掲載しています。

介護ロボット導入支援事業に
応募される方へ

申請書作成のおすすめ手順



事前準備

1 カタログ・パンフレットを用意する。



導入したい機器が、補助要件を満たしているか確認します。

- ①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援 のいずれかのためのロボットである

いずれかを満たす

- ①センサー等により外界や自己の状況を認識し
②これによって得られた情報を解析し、
③その結果に応じた動作を行う介護ロボット
- 経済産業省が行う事業で採択されたロボット